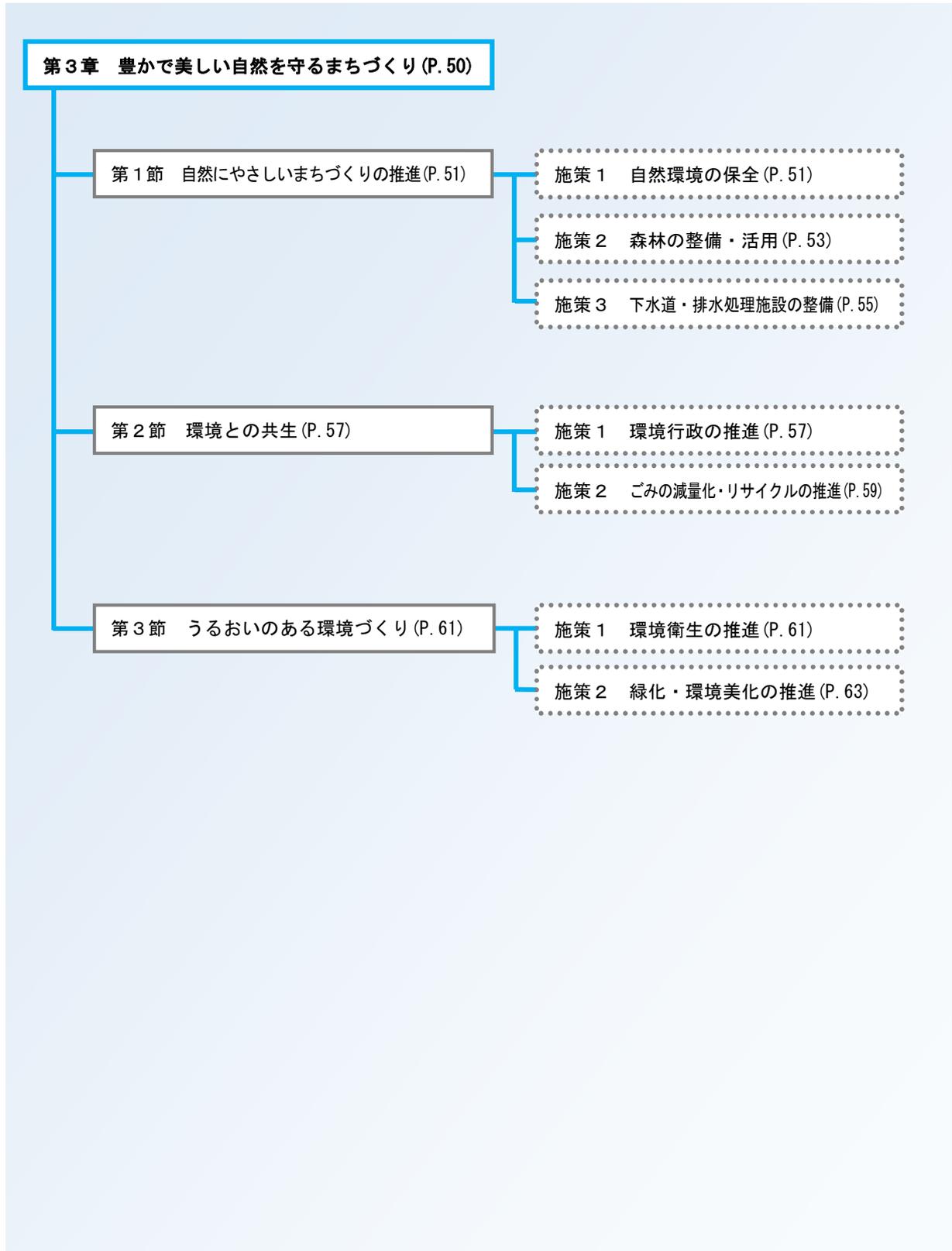


# 第3章 豊かで美しい自然を守るまちづくり

## 《 第3章 施策の体系 》



## 第1節 自然にやさしいまちづくりの推進

### 1. 自然環境の保全

#### 《 現状と課題 》

昨今の社会状況を踏まえ、我が国では、平成24年度に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」の実現に向けた具体的な目標や行動計画を示しています。

本市は、市域の約8割以上を占める森林や一級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホタルやイワザクラ等の保護に努めてきました。しかし、都市近郊に位置する交通立地のよさから宅地化開発が進んできているほか、森林地域などへの不法投棄も増えているため、今後も自然環境を保全し、次代に継承していく必要があります。

本市では、平成25年の合併10周年記念式典において、都市宣言「水と緑を大切に、活力ある山縣市」を掲げ、将来のまちづくりへの決意と基本方針を示しました。本市の恵まれた自然環境を保全・継承し、自然共生社会を実現するためには、多くの市民の一層の理解と協力を得て、市民一人ひとりの意識高揚を図りながら、まちぐるみでの保全活動を推進していく必要があります。更に、総合的な土地利用方針に基づき、保護と利用の調和に努めるとともに、公共事業の推進にあたっては、環境への負荷をできる限り低減する手法の導入等が求められます。



都市宣言

#### 《 施策の方針 》

環境パトロール員による定期的な監視を進めるとともに、環境保全監視員をはじめ地域住民との連携を図りながら、不法投棄等の監視に取り組みます。また、学校教育やコミュニティ活動を通じて自然保護への関心を高め、ボランティアの育成・確保を図り、良好な自然環境の保全に努めます。更に、河川改修等を行うにあたっては、生態系の保全に努めます。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈 施策 〉

施策1 自然環境の保全

##### 〈 施策の展開 〉

- (1) 自然の保護・再生
- (2) 自然の有効活用

〈施策の展開〉			
1. 自然環境の保全			
	項 目	施策の内容	主担当
(1)	自然の保護 ・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境パトロール事業を業務委託し、市内を定期的に巡回し、不法投棄の早期発見及びごみの回収を実施します。</li> <li>●自治会連合会長等を環境保全監視員に委嘱し定期的に監視を行います。</li> <li>●ホタルやイワザクラ等の保護及び増殖を図り、良好な自然環境を保全します。</li> <li>●エコクラブ活動で環境学習を行います。</li> </ul>	環境
(2)	自然の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。</li> <li>●森林を活用した自然体験学習やイベント、自然観察会等、市民が自然と親しみながら学習することのできる機会を拡充します。また、これらの活動を通じて、市民の主体的な自然環境保護活動を促進します。</li> <li>●自然を活用した体験学習のための指導者の育成・確保に努めます。</li> </ul>	公園緑地 農林水産業

### 《 数値目標 》

環境パトロール日数  
【H25: 160日 ⇒ H31: 160日】

環境保全監視員  
【H25: 14人 ⇒ H31: 17人】

## 2. 森林の整備・活用

### 《 現状と課題 》

本市の森林面積は 18,623ha で、市の総面積の 8 割以上を占めています。その多くは民有林となっており、森林整備計画に基づき森林施業を促進しているところです。

しかしながら、森林資源が成熟しつつある一方で、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、担い手不足などから、森林施業が十分に実施できず、森林の適切な手入れが不足している状況となっています。また、地形が急峻なことから林道密度が低く、原木の搬出の上でも支障がみられます。このため、林業関係者と連携を取りながら、間伐等の森林整備や、作業道の整備等による効率的な木材生産を積極的に進め、環境保全と森林資源の有効活用を図る必要があります。

### 《 施策の方針 》

森林の持つ公益的・多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林組合等の林業関係者との連携を図りながら、施業の集約化による森林整備を実施するとともに、作業道と高性能林業機械を組み合わせた効率的な木材生産を促進します。また、間伐材等の未利用材の利用推進など、木材の安定供給体制を構築します。

### 《 施策の体系 》

#### 〈 施 策 〉

施策 2 森林の整備・活用

#### 〈 施策の展開 〉

(1) 林道などの整備

(2) 森林の保全・活用

〈施策の展開〉			
2. 森林の整備・活用			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	林道などの整備	●森林が持つ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。	農林水産業
(2)	森林の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。</li> <li>●適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災予防、森林病虫害予防対策等を強化して、豊かな森林の育成に努めます。</li> <li>●間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。</li> <li>●市森林づくり会議を開催し、間伐推進、地域材利用拡大、市民への普及、林業体験教育の実践を推進します。</li> </ul>	農林水産業

### 《 数値目標 》

林道伊自良根尾線開設（延長）  
【H25: 4,361m ⇒ H31: 5,081m】

間伐実施面積（年間）  
【H25: 250ha ⇒ H31: 400ha】

### 3. 下水道・排水処理施設の整備

#### 《 現状と課題 》

国土交通省、農林水産省、環境省の3省が統一して作成した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、水洗化率の向上が提唱されており、本市においても、高富・富岡地区で公共下水道事業を、赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良右岸、伊自良左岸の各処理区では農業集落排水事業を実施しています。美山地区では、現在合併処理浄化槽で対応していますが、下水道事業の実施にあたっては、既存の下水道計画をもとに各事業の採択要件、将来の人口予想、市民の意向調査等により実情を把握する必要があります。

また、市内には集中豪雨等により浸水被害の恐れのある地域があり、その対策への市民の要望が高まっています。根本的には鳥羽川等基幹河川の整備が必要ですが、現在はこれらの河川に注ぐ既存の排水路の改良で対応している状況です。

#### 《 施策の方針 》

公共下水道の早期整備を図るとともに、農業集落排水の加入促進、合併処理浄化槽の設置を推進し、污水处理人口普及率の向上に努めます。また、既存の施設・設備については、適正な維持管理を行い河川などの水質保全に努めます。更に、近年頻発する集中豪雨等に備え、地域の実態や特性に応じた雨水処理施設の整備を推進します。

#### 《 施策の体系 》

##### 《 施策 》

施策3 下水道・排水処理施設の整備

##### 《 施策の展開 》

(1) 公共下水道事業の推進

(2) 農業集落排水処理施設の有効活用

(3) 雨水対策の推進

〈施策の展開〉

### 3. 下水道・排水処理施設の整備

	項目	施策の内容	主担当
(1)	公共下水道事業の推進	●公共下水道の計画的な推進を図り、供用区域の段階的拡大と普及率の向上をめざします。	水道
(2)	農業集落排水処理施設の有効活用	●放流水質の適正な維持管理を行い、農業用水等の水質保全に努めます。	水道
(3)	雨水対策の推進	●集中豪雨等に伴う被害の防止を図るため、雨水排水施設の整備を進めます。	道路・河川

#### 《 数値目標 》

水洗化率(人口)

【H25: 55% ⇒ H31: 68%】

## 第2節 環境との共生

### 1. 環境行政の推進

#### 《 現状と課題 》

地球温暖化に伴う様々な環境問題が叫ばれる中で、地球環境保全に対する関心が高まっており、国や地方公共団体、企業、国民がそれぞれに温室効果ガスの排出抑制等に向けて取り組むことが求められています。本市では、平成26年に「地球温暖化対策推進実行計画」を改定し、積極的に施策を推進してきましたが、電気使用量の大幅な削減には至らなかったことなどから、二酸化炭素排出量の削減目標に届かず、今後一層の推進が課題となっています。

東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの関心が高まるなか、太陽光発電システムが普及しシステムの価格が低下傾向にあります。これにより今後も普及が見込まれることから平成25年度をもって国の補助制度が廃止となりました。本市においても、実際にシステムを設置している件数が補助金交付件数より非常に多い現状となっていることから省エネルギーや地球温暖化への関心の高まりがうかがえ、平成26年度をもって廃止しました。しかしながら、今後も省資源・省エネルギーの生活スタイル・社会システムの定着が期待されます。

また、都市化に伴う生活型公害等も問題となっていることから、環境基本計画を策定し、環境への負荷の低減や多様な生態系の保全等、良好な環境の維持・継承に積極的に取り組み、環境の保全と再生、創造に関する施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

#### 《 施策の方針 》

地球温暖化対策に対して市民一人ひとりが意識を持ち、省エネルギーへの主体的な取組を実施し、良好な環境の確保につなげられるよう、広報・啓発活動を推進します。また、良好な環境の確保と次代への継承に向けて、総合的な環境政策を推進します。

#### 《 施策の体系 》

##### 《 施策 》

施策1 環境行政の推進

##### 《 施策の展開 》

(1) 総合的な環境政策の推進

(2) 市民活動の促進

〈施策の展開〉			
1. 環境行政の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	総合的な環境政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球環境保全に向けて、「地球温暖化対策推進実行計画」の着実な推進を図ります。</li> <li>●公的機関での低公害車等の導入と同時に、クリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を推進します。</li> <li>●安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究します。</li> <li>●市民や事業者との連携を図り、環境に優しい地域を構築するため、「環境基本計画」の見直しを行います。</li> <li>●市民の自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止及び新エネルギーの導入を推進します。</li> </ul>	環境 産業政策
(2)	市民活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害への対策等の普及・啓発を推進します。</li> <li>●「地球温暖化対策推進実行計画」に関する広報・啓発活動を推進すると同時に、地球温暖化防止に向けた具体的な活動を促進します。</li> </ul>	環境

### 《 数値目標 》

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス（算定排出量）  
【H25: 9,975t-CO2 ⇒ H31: 9,477 t】

## 2. ごみの減量化・リサイクルの推進

### 《 現状と課題 》

社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみはその姿を変えるとともに、リサイクルの普及等、生活の中でのごみとの関わり方も変化しています。また、東海環状自動車道西回りルート（平成 32 年度目標）の全線開通、高富 IC（仮称）の整備や宅地開発等も進んでおり、今後ますます環境保全への配慮や、それに伴う適正かつ効率的なごみ処理・処分方法の検討が必要となっています。関連する施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力していくことが重要です。

本市では、ごみの減量化対策として、可燃、不燃、粗大ごみの有料化のほか、コンポスト・生ごみ処理機や家庭系枝葉など粉砕機の購入補助を行っています。ごみの再資源化では、小型家電を含めたリサイクルをクリーンセンター、市役所、支所等で行っており、鉄、アルミ、銅線など、リサイクルできる資源については可能な限り分別し、再生処理事業者に引き渡しを行っています。また、市民のリサイクル活動として、びん、缶、ペットボトル、白色トレイ、電池、蛍光灯、小型家電等の分別収集の推進や、資源回収事業奨励金の交付などに取り組んでいます。今後も市民のごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図ることが必要です。

### 《 施策の方針 》

ごみ分別収集の徹底やごみの減量化に向けた啓発活動を推進するとともに、小型家電のボックス回収実施などをはじめとした再使用・再利用化を促進するための取組を強化し、資源循環型社会の構築をめざします。

### 《 施策の体系 》

#### 《 施策 》

施策 2 ごみの減量化・リサイクルの推進

#### 《 施策の展開 》

- (1) 省資源・リサイクルの普及・啓発
- (2) ごみの分別収集と再資源化の推進
- (3) ごみの収集・処理体制の充実

〈施策の展開〉			
2. ごみの減量化・リサイクルの推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	省資源・リサイクルの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダー等で、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などを掲載し、リサイクル意識の向上を図ります。</li> <li>● 市内小学生を対象に、クリーンセンターにおいて、ごみ問題に関する学習会や施設見学を実施します。</li> <li>● 保育園や小中学校などの資源回収事業（奨励金）を実施し、ごみの減量化や再資源化を実施します。</li> </ul>	環境
(2)	ごみの分別収集と再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、広報、市民便利帳や環境衛生カレンダーなどで、ごみの種類と出し方の徹底に努めます。</li> <li>● 保育園や小中学校などの資源回収団体に奨励金を交付し、資源回収事業を支援します。また、市役所やクリーンセンターにおいて、休日資源回収を実施します。</li> <li>● 生ごみ処理機や家庭系枝葉等粉碎機を購入された市民に対して補助金を交付します。</li> <li>● 市内各自治会が交付対象で、集団で分別収集する団体に奨励金を交付することにより、分別収集活動を奨励し、資源の有効利用を図ります。</li> </ul>	環境
(3)	ごみの収集・処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の要望に応じ、可能な限り可燃ごみ・資源ごみ（分別収集）のステーションの設置場所を設けます。</li> <li>● ごみ出しの難しい世帯においては、ホームヘルパーや民生委員などの協力を得て収集運搬業者に依頼し、支援を行います。</li> <li>● 不燃・粗大ごみの直接搬入体制及び処理体制を強化し、ごみ収集の効率化を図ります。</li> <li>● クリーンセンターの効果的、効率的な運営に努めます。</li> </ul>	環境

### 《 数値目標 》

ごみ排出量の削減目標

【H25: 670 g/人・日 ⇒ H31: 659 g/人・日】

最終処分量

【H25: 635 m<sup>3</sup> ⇒ H31: 614 m<sup>3</sup>】

リサイクル率

【H25: 19.4% ⇒ H31: 26.0%】

### 第3節 うるおいのある環境づくり

#### 1. 環境衛生の推進

##### 《 現状と課題 》

本市では、工場の操業に伴う騒音や振動、排水等のほか、畜産公害などが問題となっており、公害発生が懸念される企業や農家への指導の徹底が求められています。特に、住宅と畜舎が混在している伊自良地域の南部では、悪臭やハエなどへの対策が求められており、畜舎の消毒助成や農家への指導などを行っています。

また、ごみの不法投棄の抑止を目的とした環境保全監視員、環境パトロール員や担当課職員等のパトロール、工場排水の水質検査、市内主要幹線道路における自動車騒音常時監視、広報紙による啓発活動を行っています。今後も引き続き、公害防止に向けた監視活動を強化する必要があります。更に、家庭からの雑排水等も水質汚染の原因として懸念されていることから、公共下水道等の整備を進めています。

し尿の収集については、民間事業者への許可制とする一方、し尿の処理は本市と関市による岐北衛生施設利用組合で対応しています。現在、下水道整備や合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、し尿処理量の減少を見据えた運営のあり方が課題となっています。

##### 《 施策の方針 》

関係分野との連携により、公害発生が懸念される企業や農家などへの指導を強化するとともに、必要な対策について研究します。また、下水道や合併処理浄化槽の普及動向を見据えながら、地域の実情に応じた効率的な、し尿の収集・処理に努めます。

##### 《 施策の体系 》

###### 〈 施 策 〉

施策 1 環境衛生の推進

###### 〈 施策の展開 〉

(1) 公害防止の推進

(2) し尿処理の推進

〈施策の展開〉			
1. 環境衛生の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	公害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係部署との連携を図りながら、畜産公害に対する監視・指導の強化を図ります。また、必要に応じて、畜舎の消毒などの衛生管理面での支援を行います。</li> <li>● 自動車騒音常時監視（市内主要幹線道路）、工場排水による水質汚濁や騒音などについての環境調査を定期的実施するなど、監視体制の強化を図ります。</li> <li>● 環境保全監視員や環境パトロール員などによる監視・指導体制を強化し、河川や山林などへのごみの不法投棄の抑止に努めます。</li> <li>● 野焼きや一般廃棄物の家庭での焼却をしないよう指導を強化します。</li> <li>● ペットの飼育についての啓発を進めます。</li> <li>● 関係機関との連携を図りながら、新たな汚染物質などに関する情報の収集・提供体制を強化します。</li> </ul>	農林水産業 環境
(2)	し尿処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な連携を図りながら、岐北衛生施設利用組合での効率的なし尿処理を進めます。</li> <li>● 下水道への切換えに伴う、し尿処理体制の見直しを図ります。</li> <li>● 下水道の敷設ができない地域においては、今後も合併処理浄化槽を普及させていくとともに、点検記録などで維持管理の徹底を図ります。</li> </ul>	衛生

### 《 数値目標 》

合併処理浄化槽設置基数  
【H25: 27基 ⇒ H31: 35基】

水質汚濁調査箇所  
【H25: 28箇所 ⇒ H31: 28箇所】

## 2. 緑化・環境美化の推進

### 《 現状と課題 》

岐阜県では、「花づくり」と「花かざり」が一体となった「花の都ぎふ」運動を推進し、「日本一住みよいふるさと・ぎふ」及び「世界のふれあい広場・ぎふ」の実現をめざしています。

本市においては、地域の公園や道路等における「花かざり事業」を実施しています。現在は団体ごとに現状維持の状態で行われていますが、団体を支える会員数の減少と高齢化が進んでおり、事業活動の縮小が懸念されています。今後は会員の増加を図り、活動内容の理解を求め、新規加入者の勧誘に努めていく必要があります。

公共空間の環境美化活動をボランティアで行う「まち美化パートナー制度」については、この制度を活用する団体が徐々に増加しています。今後の活動の拡充を図るためにも、これまでにパートナー証を交付した団体の活動実態等を把握することが必要となっています。

### 《 施策の方針 》

市民との協働により、市内を花いっぱいにし「うるおいのあるまち」づくりの実現を図ります。また、公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を支援することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

### 《 施策の体系 》

#### 〈 施 策 〉

施策2 緑化・環境美化の推進

#### 〈 施策の展開 〉

(1) 緑化・花のまちづくりの推進

(2) 環境美化活動の促進

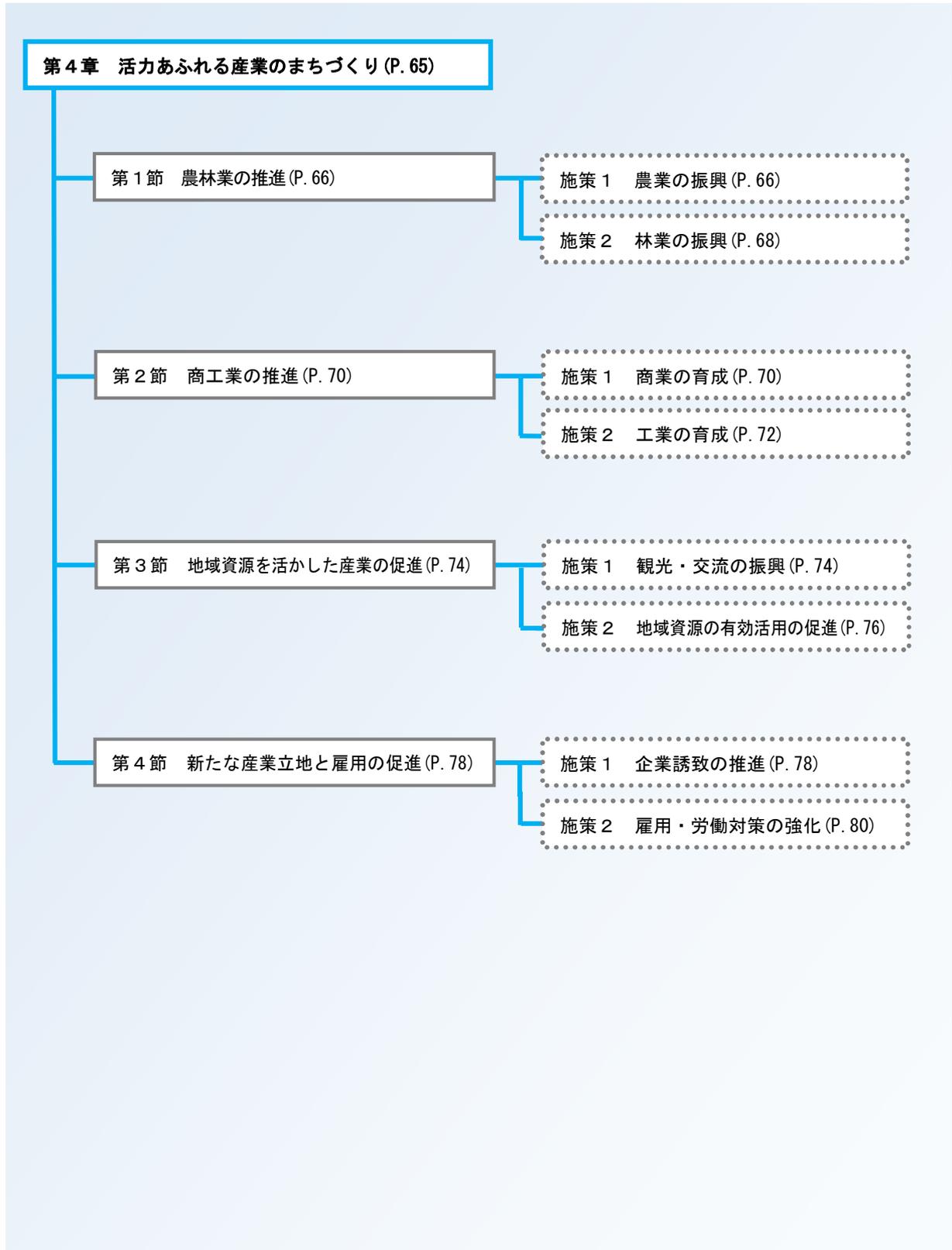
〈施策の展開〉			
2. 緑化・環境美化の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	緑化・花のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。</li> <li>●市「花の都ぎふ」運動推進協議会において、自治会、子ども会や老人クラブ等の団体に対し、花壇・プランターの維持管理等の緑化活動を支援し、地域の公園、集会場や道路などに花飾りを実施するなど環境美化に取り組みます。</li> </ul>	農林水産業 環境
(2)	環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化及び清掃を行う市民等のボランティア活動を展開する個人又は団体に対し、パートナーの規模及び活動内容により、必要な物品や用具等の支給又は貸与、パートナー証の交付、パートナーサインの設置、活動に対する保険の適用等を行います。</li> </ul>	環境

### 《 数値目標 》

まち美化パートナー登録団体数  
【H25: 20 団体 ⇒ H31: 26 団体】

# 第4章 活力あふれる産業のまちづくり

## 《 第4章 施策の体系 》



## 第1節 農林業の推進

### 1. 農業の振興

#### 《 現状と課題 》

本市の農業は水稻栽培が中心で、農家の多くが第2種兼業農家となっています。こうした中で、担い手農家や機械化営農組合のオペレーターの高齢化が進み、人材確保が厳しい状況となっています。また、水稻栽培は米価下落などの影響を受け厳しい状況で、自給用米として処理している農家も少なくありません。更に今後、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加により海外からの輸入作物が増え、農家収入をますます圧迫する恐れがあります。

そこで、地域農業を将来的に担えるよう、大型農業機械の導入による経営の効率化や組織の強化、新規就農者の確保・育成が必要となるほか、安全安心なクリーン農業等農業者の高付加価値化に向けた取組を支援し、活力ある農業を推進する必要があります。

また、黒にんにくや手打ちそばなどの加工品の製造・販売は好調なことから、必要に応じて施設・設備の拡充などを検討し、自主的な農産物などの販売活動を促進することが望まれます。

農業基盤整備についてはほぼ完了していますが、今後、農業用施設（用水路、排水路、揚水機など）の老朽化対策や、中山間地域等における農業基盤整備が課題となります。また、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全・確保に努めていますが、農業者の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。そのため、各種制度を活用しながら、地域ぐるみで農地保全を促進することが必要です。

#### 《 施策の方針 》

農業基盤整備や農地の流動化を進め、優良農地の保全・確保に努めます。また、経営規模の拡大や担い手農家の育成を図るとともに、高能率機械の導入による農業経営の省力化を促進します。更に、農産物や加工品などの高付加価値化及び6次産業化と販路拡大を推進します。

#### 《 施策の体系 》

##### 《 施策 》

施策1 農業の振興

##### 《 施策の展開 》

(1) 農業基盤の整備

(2) 農業経営の安定化

(3) 農産加工などの促進

〈施策の展開〉			
1. 農業の振興			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域などでの農業農地基盤の整備を促進します。また、農業用揚水機、用排水施設の計画的な更新を進め、優良農地の確保に努めます。</li> <li>● 優良農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に、毎年農地パトロールを実施するなど、農地の無断転用の早期発見と是正・耕作放棄地の解消に努めます。</li> <li>● 畜産農家への指導を強化し、衛生管理意識の普及を促進するとともに、畜舎の消毒などについての支援を充実します。また、畜産ふん尿の活用方法や管理方法などについての研究を進めます。</li> </ul>	農林水産業
(2)	農業経営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣による農産物への被害防止対策を実施し、被害の軽減に努めます。</li> <li>● 大型農業機械の導入支援を行い、経営の効率化に努めます。</li> <li>● 機械化営農組合の法人化を促進します。</li> <li>● 高能率機械の導入支援を行うとともに、岐阜地域就農支援協議会等と連携を図りながら、新規就農者の受入体制を整備します。</li> <li>● 農地の集約化と機械化への取組を推進します。</li> </ul>	農林水産業
(3)	農産加工などの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種イベントなどの機会を活用したPRや販売機会の拡大、インターネットを活用した流通・販売について支援します。</li> <li>● クリーン農業などによる安全性の高い農産物生産の拡大を図ります。また、にんにくの産地化に向け、6次産業化手法を取り入れた付加価値商品の加工を推進します。</li> <li>● 大学や商工会などと連携し、加工品などの開発を支援します。また、商談会や見本市等に出展して市場の評価を受け、加工品の価値の向上に努めます。</li> </ul>	農林水産業

### 《 数値目標 》

揚水機の年間更新数

【H26: 1基 ⇒ H31: 2基】

畜産衛生環境事業補助金額

【H25: 2,177千円 ⇒ H31: 2,000千円】

野生鳥獣侵入防止柵の設置延長

【H25: 115km ⇒ H31: 175km】

畜産衛生苦情件数

【H25: 15件 ⇒ H31: 0件】

にんにく生産量

【H25: 12t ⇒ H31: 20t】

## 2. 林業の振興

### 《 現状と課題 》

本市の森林面積は 18,623ha で、総面積の 8 割以上を占めています。北部や西部は、林業生産活動の基盤となるスギやヒノキの人工林が多く、本市の私有林の人工林率は 57%を占めています。戦後に植栽された人工林は木材として利用できる林齢に達し、「植えて育てる」時代から「伐って利用する」時代を迎えています。

その中で、森林整備を進めるとともに、市産材のスギを「美山杉」としてブランド化できるよう取り組んでいます。しかし、厳しい林業採算の面から森林所有者の管理意欲は減退し、山離れや施業放棄が問題になっていることから、今後は施業地の集約化や林内路網の整備による木材生産の効率化に加え、林業の経営基盤の強化や担い手の育成が求められています。

### 《 施策の方針 》

森林組合などの林業関係者との連携を図りながら、森林整備や木材生産の効率化を図るとともに、林業の経営基盤の強化や担い手の確保・育成に努めます。

### 《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 林業の振興

〈 施策の展開 〉

(1) 木材産業の振興

(2) 担い手の育成

〈施策の展開〉			
2. 林業の振興			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	木材産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業経営改善のための国などの融資制度を活用し、経営基盤の強化に向けた取組を支援します。</li> <li>● 優良な地元産材の「地産地消」に努め、木材利用や販路拡大を進めます。</li> <li>● 炭焼き体験事業などを行い、環境にやさしい資源の活用に努めます。</li> </ul>	農林水産業
(2)	担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林組合などが行っている林業を担う後継者や労働者の確保・定着に向けた取組を支援します。</li> <li>● 森林組合等の事業量の増大と経営基盤の強化を支援し、組織・機能の活性化を促進します。</li> </ul>	農林水産業

### 《 数値目標 》

年間木材生産量  
【H25: 7,500 m<sup>3</sup> ⇒ H31: 9,000 m<sup>3</sup>】

## 第2節 商工業の推進

### 1. 商業の育成

#### 《 現状と課題 》

地域経済を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化し、特に商業については、大規模店舗の立地など周辺環境の変化や市民の消費行動の多様化などの影響を受け、事業者にとっては厳しい経営環境が続いています。

本市では、以前は、高富天王通、谷合地区、岩佐地区の商店街が地域生活を支えていました。しかし、近年は、駐車場を完備した大規模店舗や市外へ購買客が流れ、公共交通機関と連結していない商店街は廃業に追い込まれるなど、厳しい状況に置かれています。

また、北部地域では人口減少、高齢化等により商店経営が成り立たず、シルバー人材センターや事業者などによる移動販売車での販売が主となっています。交通条件のよい南部地域でも、個人経営の商店営業は厳しい状況にあります。

こうした結果、買物弱者と呼ばれる高齢者等の日常の買物がますます困難となっていることから、農商工が連携しながら、商業活動を促進することが求められています。

#### 《 施策の方針 》

経営診断や融資等の各種支援制度を活用し、商業の活性化を図るとともに、地域ごとに最良と考えられる商業体制の構築を図ります。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈 施 策 〉

施策 1 商業の育成

##### 〈 施策の展開 〉

(1) 商業活動の促進

(2) 商業団体の育成と共同事業の促進

〈施策の展開〉			
1. 商業の育成			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	商業活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会が行う各種事業（中小企業診断士、税理士などの専門家による経営診断や商工会指導員による巡回指導・窓口指導、各種融資についての相談など）がスムーズに実施できるよう商工会に運営補助金を交付し活動を支援します。</li> <li>●事業者が必要とする顧客管理や会計処理の効率化、販路拡大、企業 PR のためのホームページ作成やパソコン講習会を実施する支援を商工会と連携して実施します。その他、各種支援制度についても、事業者の要望などを参考に検討していきます。</li> <li>●本市北部地域の活性化のため、谷合地区を中心に、夏は盆踊りに合わせた竹灯籠イベント、冬はイルミネーションイベント等を実施します。</li> </ul>	商工業
(2)	商業団体の育成と共同事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国、県などの補助金を活用し、各種組合など商業団体の育成を進めます。</li> <li>●年末大売出しなどの共同事業の促進を図ります。</li> </ul>	商工業

### 《 数値目標 》

巡回・窓口経営指導

【H25: 1,839回 ⇒ H31: 1,900回】

組織率（会員/商工業者）

【H25: 63.1% ⇒ H31: 65.0%】

専門家派遣事業等

【H25: 81回 ⇒ H31: 100回】

## 2. 工業の育成

### 《 現状と課題 》

本市の工業では、水栓バルブや衣料品、食品、プラスチックなどの製造業が多くみられます。産業大分類別就業者数を見ると、製造業の割合が約36%を占め、産業大分類別事業所数でも第2次産業の占める割合は44%を超え、県平均（32%）を大きく上回っています。

しかし、これら製造業の多くが就業者数20人以下の小規模事業所となっています。小規模な事業所は経済動向に左右されやすく、経営の近代化とともに経営基盤の強化が課題となっています。

一方で、東海環状自動車道西回りルート（平成32年度目標）の全線開通、高富IC（仮称）の設置により、企業立地の促進が期待できることから、企業用地の確保が必要となっています。

### 《 施策の方針 》

商工会と連携を図り、各種補助・支援制度により、地域工業の育成と支援に努めます。また、東海環状自動車道開通に向けて、企業の立地環境の向上を図ります。

### 《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策2 工業の育成

〈 施策の展開 〉

(1) 立地環境の向上

(2) 既存工業の育成

〈施策の展開〉			
2. 工業の育成			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	立地環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東海環状自動車道の全線開通と高富 IC（仮称）の完成を視野に入れ、企業用地の候補地選定や遊休地情報の把握に努めます。</li> </ul>	企業支援
(2)	既存工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業向けの各種補助・支援制度について、商工会を通じて、また市役所からも情報提供に努めます。</li> <li>● 山県まちづくり振興券の交付などにより、地域の活性化や市内商工業の振興に努めます。</li> <li>● 「市企業立地促進条例」に基づく工場等設置奨励金や雇用促進奨励金などにより、産業振興の促進や雇用機会の増大、市民所得の向上を図ります。</li> <li>● 融資制度の効果的な運用を図り、既存企業の育成に努めます。</li> </ul>	商工業 総合企画

### 《 数値目標 》

工場等設置奨励金（累計）  
【H25: 4件 ⇒ H31: 30件】

## 第3節 地域資源を活かした産業の促進

### 1. 観光・交流の振興

#### 《 現状と課題 》

本市には、「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」「香り会館」など多くの観光・交流施設があります。これらは岐阜市をはじめとした市内外の人が健康づくりやレクリエーションを楽しむための場となっていますが、地域経済への寄与という点では課題もみられます。

一方、東海環状自動車道西回りルート（平成32年度目標）の全線開通、高富IC（仮称）の設置により、広域的な観光・交流活動が活発化することが期待されます。

現在は、市観光協会や市まつり実行委員会と連携を図りながら、観光PRやイベントの開催を行っています。今後、これらの活動の一層の充実を図るとともに、広域観光の視点も踏まえ、交流・集客の拡大に努める必要があります。更に、農産物直売所や農業者の協力を得ながら、滞在型の体験観光・交流などについても取り組む必要があります。

また、観光協会、商工会、農業団体、農外企業等と連携し、本市ならではの魅力的な特産品開発を進め、地域経済へ還元していくことも必要です。

#### 《 施策の方針 》

既存の観光施設、交流イベント等の充実を図るとともに、体験企画などの創出に努めます。また、観光協会などと連携を図りながら、観光PRや観光情報の充実に努めます。更に、各団体等と連携を取りながら、特産品開発を促進します。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈 施策 〉

施策1 観光・交流の振興

##### 〈 施策の展開 〉

(1) 観光・交流機会の拡充

(2) 受入体制の強化

(3) 特産品開発の推進

〈施策の展開〉			
1. 観光・交流の振興			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	観光・交流機 会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「グリーンプラザみやま」は、指定管理者制度を継続し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。また、新たな自主事業等を実施させ施設の充実と集客力の向上に努めます。</li> <li>● 「香り会館」は、「四国山香りの森公園」と一体的に利活用し、地域の活性化を図れるよう努めます。</li> <li>● 「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。</li> <li>● 市まつり実行委員会などとの連携により、イベントの充実やPRの強化を進め、市内外からの来訪者の増加を図ります。</li> <li>● 自然体験事業などの誘致を促進するほか、グリーンツーリズムなどとの連動による農林業体験企画を充実します。</li> <li>● 観光協会や観光事業者との連携を強化し、広域的な既存観光ルートへの位置付けを明確化するために、近隣市町村との連携を図ります。</li> </ul>	観光
(2)	受入体制の 強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光協会の育成を図ると同時に、パブリシティやホームページの活用による情報提供やPRを強化します。</li> </ul>	観光
(3)	特産品開発 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光協会、商工会、農業団体等の支援を引き続き行うとともに、更に農外企業の農業参入を支援し、特産品の開発を進めます。</li> <li>● 観光協会と商工会、農業団体（各特産品振興協議会等）と連携を強化し、特産品開発を進めます。</li> </ul>	農林水 産業

### 《 数値目標 》

四国山香りの森公園、香り会館利用者数  
【H25: 85,000人 ⇒ H31: 95,000人】

グリーンプラザみやま利用者数  
【H25: 10,967人 ⇒ H31: 12,500人】

伊自良湖来客数  
【H25: 11,130人 ⇒ H31: 12,000人】

## 2. 地域資源の有効活用の促進

### 《 現状と課題 》

本市は「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」「香り会館」など自然や文化、香りといったテーマ性のある観光・交流資源を有しています。「グリーンプラザみやま」は、平成25年度に指定管理者制度の活用を開始し、効率的で質の高い運営・管理体制の構築に努めてきました。近年では、市内の舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳の三名山を活かした名山めぐりに取り組み、イメージキャラクターの作成なども行い人気を集めています。

また、「てんこもり農産物直売所」「ふれあいバザール」では、特産品である伊自良連柿や桑の木豆、にんにくの加工品のほか、地元産の野菜などを取り扱っています。このような物販施設は岐阜市など市外の利用者も多くなっています。今後、東海環状自動車道及びリニア中央新幹線岐阜県駅の整備により、東海地方を中心とした広域での観光事業の展開が推進されることから、より一層の施設の充実を図り、観光・交流機能の強化などを検討することが望まれます。

### 《 施策の方針 》

本市が有するテーマ性のある観光・交流資源の活用の拡充を図ります。また、農産物直売所等の観光・交流拠点については、東海環状自動車道高富IC（仮称）周辺に新たな拠点となる施設を建設するとともに、広域観光の視点を踏まえ、周辺地域や県等と連携を取りながら、機能強化と情報発信・PRに努めます。

### 《 施策の体系 》

#### 〈 施策 〉

施策2 地域資源の有効活用の促進

#### 〈 施策の展開 〉

- (1) 観光・交流資源の整備、活用
- (2) 地域資源のネットワーク化の推進

〈施策の展開〉			
2. 地域資源の有効活用の促進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	観光・交流資源の整備、活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東海環状自動車道の整備に伴い、観光案内や物産販売等が行われる農産物直売所のPR強化を図ります。</li> <li>● 市内農産物直売所の利用者は、市外からの利用者が多く、観光案内の拠点となっているため、インターチェンジの整備を踏まえ、観光客の交流拠点として一層のPRに努めます。</li> <li>● 「伊自良湖」は、釜ヶ谷山など周辺施設と一体的に整備を進め、観光客の増加に努めます。</li> <li>● 「グリーンプラザみやま」は、引き続き指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と、行政運営の効率化を図ります。</li> <li>● 「伊自良湖」は、本市の四季を楽しむことができる施設としてPRし誘客を図ります。</li> <li>● 東海環状自動車道高富IC（仮称）周辺に新たな拠点となる施設を建設し、観光の活性化や市内外の交流促進に努めます。</li> </ul>	観光
(2)	地域資源のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県観光連盟と連携し、テーマに応じた、情報発信に努めます。</li> </ul>	観光

### 《 数値目標 》

グリーンプラザみやま利用者数  
【H25: 10,967人 ⇒ H31: 12,500人】

伊自良湖  
【H25: 11,130人 ⇒ H31: 12,000人】

四国山香りの森公園、香り会館利用者数  
【H25: 85,000人 ⇒ H31: 95,000人】

農産物直売所入客数  
・ ふれあいバザール  
【H25: 67,688人 ⇒ H31: 69,000人】  
・ てんこもり  
【H25: 155,000人 ⇒ H31: 156,000人】

## 第4節 新たな産業立地と雇用の促進

### 1. 企業誘致の推進

#### 《 現状と課題 》

美山地域や伊自良地域では、工場建設に足りる用地は多くありますが、土地利用規制や労働者の確保、交通インフラが不十分であること等により、企業ニーズへの十分な対応ができず、誘致には至っていません。また、高富地域では、用途地域の関係や各種規制などにより大規模工場等を誘致できる場所が少ない状況です。

一方で、東海環状自動車道西回りルート（平成32年度目標）の全線開通、高富IC（仮称）の設置により、本市の企業立地環境が大幅に向上することが期待されます。

そこで、この機会を捉え、効率的な面的整備等による企業立地環境の向上や助成制度の検討等、企業誘致の条件整備に努めるとともに、優良企業の誘致に向けた積極的な働きかけを進める必要があります。

また、地域の生活に密着した企業活動の促進を図るコミュニティ・ビジネス等の分野における起業・創業を支援することも必要となっています。

#### 《 施策の方針 》

産業立地用地の確保や用地情報の収集・周知等を行い、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。また、既存企業や新規起業の支援を行い、地域における企業活動を促進します。

#### 《 施策の体系 》

#### 《 施策の展開 》

#### 《 施策 》

施策1 企業誘致の推進

(1) 誘致基盤の強化

(2) 誘致活動の推進

(3) 創業・起業の支援

〈施策の展開〉			
1. 企業誘致の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	誘致基盤の強化	●企業誘致を促進するとともに、周辺環境の整備を進めます。	企業支援
(2)	誘致活動の推進	●企業ニーズに対応した企業立地助成制度の充実を図り、優良企業の誘致活動を推進します。 ●東海環状自動車道などの整備動向を見据えながら、流通産業や環境配慮型産業などの誘致に努めます。	企業支援
(3)	創業・起業の支援	●積極的にコミュニティ・ビジネス等の育成を図ります。	企業支援

### 《 数値目標 》

工場等設置奨励金  
【H25: 4件 ⇒ H31: 30件】

## 2. 雇用・労働対策の強化

### 《 現状と課題 》

正規従業員数の減少や非正規従業員の増加など、雇用状況は依然厳しいものとなっています。

本市では、工場や店舗などの新規参入は軽微であり、地域によっては就業の場が確保しづらいことや正規雇用者を募集しても応募がないなどの地理的デメリットを持ち合わせています。

国や県などの雇用対策施策を十分に活用するとともに、関連団体との連携を密にしながら、雇用・就労機会の確保や創出を図る必要があります。

また今後、女性や高齢者、障がい者等を含め、就労ニーズの一層の多様化が想定されることから、ワーク・ライフ・バランスの促進や、企業における子育て支援の推進等、時代に対応した雇用環境を整えていく必要があります。

### 《 施策の方針 》

国や県、商工会と連携し、雇用・就労情報などの提供を進め、就労機会の拡大を図ります。また、関係機関との連携のもと、労働環境や福利厚生の上をめざすとともに、時代に対応した雇用環境の整備に努めます。

### 《 施策の体系 》

〈 施 策 〉

施策 2 雇用・労働対策の強化

〈 施策の展開 〉

(1) 雇用の確保

(2) 労働環境の向上

〈施策の展開〉			
2. 雇用・労働対策の強化			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業誘致や雇用情報の提供を引き続き行います。</li> <li>●商工会を通じて、多くの人が各種技能や資格を取得できるよう、事業主への働きかけを引き続き行います。</li> </ul>	労働
(2)	労働環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者を対象に、商工会や市の広報紙などを利用して、育児休業や介護休暇、看護休暇、男女雇用機会均等法などの周知を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの促進、企業における子育て支援、高齢者、障がい者の就労に関する企業の理解と促進を図ります。</li> <li>●事業者を対象に、国や県などが作成したパンフレットや広報紙などを利用して、労働災害防止対策の徹底、就業中の事故発生未然防止の周知に努めます。</li> <li>●勤労者の健康管理についての相談・指導を進めるほか、勤労者福祉に関する情報提供の充実に努めます。</li> </ul>	労働

### 《 数値目標 》

労働保険加入支援  
【H25: 169 事業所 ⇒ H31: 180 事業所】

健康診断実施  
【H25: 241 人 ⇒ H31: 300 人】

税務関係支援  
【H25: 365 企業 ⇒ H31: 400 企業】